

■募集要項

1、助成の対象となる団体

当事者団体*並びに障がい者分野の関係団体であること。

*「当事者団体」とは、障がい者本人及びその家族が、会員もしくは役員の過半数以上を占める団体とします。

*「障害」の概念は、ICFに準ずる。

2、助成の対象となる事業

日本国内における、障がい者（児）とその家族を支援する事業が対象となります。

3、助成の対象とならない事業

- 営利を目的とした事業。
- 活動の主たる部分を外部委託する予定がある事業。
- 第三者に資金交付することを目的とした事業。
- 過去に本会から3回の助成を受けている団体の事業。

4、助成金額

1団体あたり上限 20万円です。

※助成金を受け取る際には、団体または法人の銀行口座が必要です。

5、助成対象となる経費

旅費・交通費、備品消耗品費、印刷物等制作費、通信費、会場費、講師等謝金、その他必要経費

6、助成対象とならない経費

(1) 申込団体に所属する者への人件費並びに講師料等の謝金

- (2) 活動団体事務所等の家賃・光熱費・通信費等
- (3) 恒常的に使用する備品購入費（パソコン、コピー機、プリンター等）
- (4) その他、事業に直接関係のない費用

7、助成対象となる事業実施期間

2023年5月1日（月）～2024年2月29日（木）

※2024年3月31日までに「助成事業実績報告書」の提出が必要です。様式書類は採択時にお送りします。

8、申請受付期間

2023年1月4日（水）～2023年2月28日（火）（必着）

9、申請方法

「助成交付申請書」に必要事項を記入し事務局宛に郵送してください。



助成交付申請書（様式第1号、付表1、2）

10、申請後、審査～助成金振込みまでの流れ

①審査及び助成団体決定の通知

本会にて厳正なる審査を行い、助成団体を決定します。採択された団体には、3月15日（水）までに決定を通知します。

②要望額調書の提出及び助成金額の決定

助成団体決定の通知を受け取った団体は、【**要望額調書（収支予算書）**：様式第2号】を提出してください。

要望額調書（収支予算書）提出〆切 2023年3月31日（金）

※採択された団体のみ、採択後にご提出いただきます。



要望額調書（収支予算書）（様式第2号）

本会にて要望額調書（収支予算書）を精査し、助成金額を決定します。結果は4月中旬までに通知します。

③助成金額の決定を受けましたら口座情報をご登録いただきます。その後ご指定の口座へ助成金をお振込みいた

します。

※注意事項

一部又は全ての事業が中止となった場合は、助成金を返還いただく場合がございますので、速やかに本会へ申し出てください。

11、スケジュール

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請受付 開始	申請受付 ×切	3月中旬 結果通知	助成金 交付	← 2023年度事業実施期間（5月～2月） →										報告書 提出×切

※連続して3回（3年）まで助成を受けることが可能です。連続で申請される場合は、事業実施中でも申請受付期間に次年度分を申請してください。

12、お問合せ・送付先

【住所】

〒106-0032

東京都港区六本木七丁目 11 番 10 号

公益社団法人 日本理学療法士協会 企画部 広報企画課 宛

【お問い合わせ】

電話：03-6804-1422

メール：news@japanpt.or.jp